

令和2年度IBの教育効果に関する調査研究事業 審査要領

1. 審査方法

「令和2年度IBの教育効果に関する調査研究事業」の審査は、文部科学省の「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備」事業を受託した株式会社アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズ（以下「AOBA」という。）が設置する審査委員会が、調査研究計画の研究代表者への面接によって行う。なお、面接に際しては、研究代表者からの研究計画の概要を説明するプレゼンテーションの実施を求める。

審査委員会は、文部科学省及びAOBAの職員を含まない外部有識者から構成される。本審査要領に定める評価項目・評価基準に基づく評価点及び調査研究計画へのコメントをもとに、審査委員会の合議によって、採択課題を決定する。

2. 評価項目・評価基準

2.1 評価項目（審査の観点）

公募要領に記載された形式的要件を満たす調査研究計画について、以下の観点から評価する。

※括弧（【 】）内は各評価項目の配点

1) 調査研究計画の目的

【課題①及び②共通】

- ① 調査研究計画の実施目的は、本事業の趣旨に適合しており、目的の達成にあたって有益な寄与が見込まれるものとなっているか。 【10点】

2) 調査研究計画の内容

【課題①のみ】

- ② 「IB教育の受講によって児童生徒が培う学力の変化」という調査研究課題に対して、有益な示唆が得られる適切な設計がなされているか。 【20点】

【課題②のみ】

- ② 「日本国籍と外国籍の児童生徒が共に学ぶ教育環境の構築へのIB教育の寄与」という調査研究課題に対して有益な示唆が得られる適切な設計がなされているか。 【20点】

【課題①及び②共通】

- ③ 国内外の研究動向を踏まえ、提案内容に独自性・新規性が見られるか。 【10点】
- ④ 提案内容に対応した実施計画が具体的（日程、人員、作業手順等）かつ明確に示されているか。また、効率的かつ現実的に遂行可能なものとなっているか。 【10点】
- ⑤ 比較対象群の設定方法や、定量分析を行う場合の信頼性及び妥当性に係る評価方法は妥当か。 【10点】
- ⑥ 最小の予算（経費）で最大の効果が得られるよう、コスト意識を持った提案がなされているか。また、経費の使途は妥当か。 【5点】

3) 実施体制・実績

【課題①及び②共通】

- ⑦ 代表研究者・参加者は、調査研究計画を実施するために必要と考えられる専門的知見、スキル及

びノウハウ、類似業務の実績等を有しているか。 【5点】

- ⑧ データ収集・分析業務など、調査研究計画を円滑に実施・達成するための体制（関連機関との協力体制等）が整っており、その体制に妥当性が認められるか。 【5点】

2. 2 評価基準

2. 1に示した評価項目ごとに、以下の5段階評価での絶対評価で採点を行い、その合計点を当該調査研究計画に対する評価点とする。

【評価基準】

- A：優れている
- B：やや優れている
- C：普通（内容に一部見直しが必要であるが採択可）
- D：やや劣っている（採択するのであれば大幅な見直しが必要）
- E：劣っている（採択不可）

【点数への換算】

- ・配点が20点の評価項目：A=20点、B=16点、C=12点、D=8点、E=4点
- ・配点が10点の評価項目：A=10点、B=8点、C=6点、D=4点、E=2点
- ・配点が5点の評価項目：A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点

3. その他

3. 1 審査の開示・非開示

審査に係る資料等については非公開とし、審査の途中経過についての問合せには一切応じない。また、選定結果は、文部科学省IB教育推進コンソーシアムのホームページ等を通じて公表する。

3. 2 委員の遵守事項

① 利害関係者の排除

調査研究計画の全ての参加者及びその所属機関と、以下に示す利害関係のある委員は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該調査研究計画についての採点及び審査委員会における合議での意見の発言ができない。

<利害関係の範囲>

- ・委員本人が申請された調査研究計画の参加者となっている場合
- ・委員と親族関係またはそれと同等の密接な関係にある者が、申請された調査研究計画の参加者となっている場合
- ・委員が、申請された調査研究計画の参加者と緊密な共同研究を行う場合
- ・委員が、申請された調査研究計画の参加者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある場合
- ・委員が審査委員会開始日時点において所属している機関に所属する研究者から申請があった場合
- ・委員が、過去5年以内に研究代表者が所属する機関から寄附を受けている場合
- ・委員が、過去5年以内に研究代表者が所属する機関と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を委員自身が受けている場合
- ・委員と研究代表者が所属する機関との間に、過去5年以内に取引があり且つ申請された団体からその対価を委員自身が受け取っている場合
- ・その他、委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと、又は当該委員自ら判断する場合

② 秘密保持

委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び応募のあった事業の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければならない。

③ 不公正な働きかけ

委員は当該審査について、不公正な働きかけがあった場合は、速やかに事務局に報告しなければならない。また、事務局は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。